

金川一夫(九州産業大学経営学部教授)

## 中小企業のための会計制度に関する研究

－経営状況の把握に役立つ会計について－

経営学論集(九州産業大学) Vol.27 No.3  
pp.47~64 2017.1.

中小企業のための会計基準としては、国際会計基準審議会(IASB)による「中小企業版IFRS」(以下、SMEという)、日本公認会計士協会、日本税理士連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会(ASBJ)の4団体による「中小企業の会計に関する指針」(以下、指針という)、中小企業関係者が主体となり金融庁と中小企業庁が事務局となった「中小企業の会計に関する検討会」による「中小企業の会計に関する基本要領」(以下、要領という)の3つがあるが、本論説は、我が国の中小企業の実態と中小企業会計の目的に対して要領を中心にこれら3つの会計基準を比較検討したものである。

この3つの会計基準の比較は第7章で行われているが、会計基準の比較に入る前に、まず第2章でこの課題に関する先行研究を紹介したあと、第3章ではこの論説は要領の目的のひとつである「中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計」という観点からの比較であること、第4章では中小企業庁の資料などを引用し、中小企業の実態を解明したうえで、中小企業庁は中小企業の経営者が自らの経営状況を把握して、①小規模、②経営資源の不足による中小企業特有の経営状態を改善するために役立つ会計を普及させようとしていることを明らかにしている。第5章では日本経済新聞社のデータ

ベースから、鶏卵の生産・販売の会社(A社)と果実ジャム・ピューレー・クリーム類の製造業(B社)の売上高営業利益率の推移を比較することで、価格変動の影響が少ないB社に比べ、鶏卵の卸売価格の変動が大きいA社の方が売上高利益率が大きく変動しているという分析を行い、「10年間の売上高営業利益率の推移のような収益や利益に関する時系列の情報は、中小企業の経営者自身による事業の説明能力を向上するために役立つ」一例であるとしている。

次に、第6章で3つの会計基準の関係性について、「要領は、指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象にした会計処理のあり方を取りまとめたものであり、企業会計基準、指針に基づいて計算書類等を作成することも可能であるが、SME等の国際会計基準の影響を受けずに、安定的に継続的に利用できるものである」と述べ、本論説の本論である第7章において、中小企業の経営者が自らの経営状況を把握するために役立つ会計として、経営成績を明らかにする損益計算書の作成のための3つの会計基準の比較を収益・費用の認識と測定的面から行っている。まず、SMEでは認識の時点将来の経済的便益性の増減が生じたとき、測定の金額については信頼性をもって測定できる将来の経済的便益の額であることを明らかにし、指針では認識の時点について、収益は商品の販売や役務の給付を行った時、費用は収益に対応させその発生した期間とし、測定の金額については、収益は収入に基づいた額、費用はその支出に基づいた額としている。この点、要領では、認識の時点について、収益は製品、商品の販売又はサービスの提供を行い、かつ、これに対する現金及び預金、売掛金、受取手形等を取得した時として実現主義を

説明し、費用は発生原因となる取引が発生した時又はサービスの提供を受けた時として発生主義を説明し、さらに、測定の金額については総額としていることを明らかにしている。なお指針については、第8章で企業会計基準委員会(ASBJ)が公表する企業会計基準の改正に併せる形でその内容は毎年改正されている点を指摘している。

以上のように、本論説はSME、指針、要領の3つの中小企業のための会計基準を比較することにより、要領が、中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計という考えに立って作成されたものであり、SMEの影響を受けずに安定的に継続的に利用できるものであることを明らかにしたもので、中小企業の経営者だけでなく、将来の中小企業のための会計基準を設定する関係者も一読すべき論説である。

(大阪産業大学経営学部教授・公認会計士 東良徳一)